

◇生徒指導

生徒心得

「学業は生徒の本分である。心身を錬磨し、豊かな人間性と品位ある人格の形成につとめよう。また、本校生徒としての誇りと自覚をもって行動し生徒間は互いに親しみ、戒めあい、明るい学園をつくろう。」

生徒心得は、本校生徒の日常生活の指針を示したものである。

1 礼儀について

人との応対には礼儀を失わず、挨拶を交わし、敬語や正しい言葉づかいを身につける。

2 服装・頭髪等について

(1) 服装・頭髪等は高校生に求められる清楚なものにする。

(2) 「服装・頭髪等に関する規定」（後記 第2）に定められた事項を守る。

* 登下校時も同様である。

3 清掃美化について

清掃は毎日、全員で行い、各自が常に校内美化に心がける。

4 登下校等について

(1) 通学には安全なコースを選び、交通規則を守って他人の迷惑にならないようにする。

(2) 登下校の途中、事故にあった場合はすみやかに学校に連絡する。

5 校内生活について

(1) 欠席・遅刻をするときは、保護者が8時20分までに学校（担任）へ連絡する。なお、病気等で長期欠席する場合は診断書を提出する。

(2) やむを得ず早退する場合は、早退許可証を担任に記入してもらい持参して帰宅する。また、帰宅後直ちに学校へ連絡する。

(3) 身分証明書・生徒手帳は常に携帯する。

(4) 学業が生活の中心となるよう心がけ、必要のないもの（ゲーム、カード、マンガ等）は持ち込まない。

* 無断欠席、無断早退は特別指導の対象とする（欠席・遅刻が際立って多い場合は指導を行う）。

6 授業について

(1) 教室の移動や用事は休憩時間中に済ませ、授業に遅れない（チャイム着席）。

(2) 教科担任の教員が来る前に着席し、授業に必要な教科書・ノート等用意しておく。

(3) 授業は静かに集中して受け、授業妨害や中抜けをしない。

(4) 中抜けを繰り返したり、授業妨害等を行った生徒については特別指導の対象とする。

* この場合の中抜けとは、登校後に正当な理由が無く、無許可で授業に出ないことをいう。

7 校外生活について

(1) 夜間の外出は慎み、特に22時以降の外出（補導の対象になる）および無断外泊はしない。

(2) アルバイトを行う場合は学校に届け出る。詳細は「アルバイトについて」（後記 第4）に定められた事項とする。

(3) 補導された場合、直ちに学校へ連絡する。

8 校舎使用上の注意

(1) 校舎の使用は7時30分～17時までとする。年末年始（12月29日～1月3日）は使用できない。

(2) 校舎・施設・設備は大切に使用する。故意や不注意による破損については修繕費の一部または全額を弁償してもらうことがある。なお、故意に器物破損した生徒については特別指導の対象とする。

(3) 掲示物は学校に提出し許可を受け、指定された場所に掲示する。

(4) 校舎・備品等を特別に使用するときは関係職員に連絡し許可を得る。

9 週番について

(1) 朝のSHR前に、職員室へ日誌・配布物を取りに行き、担任の指示を受ける。

(2) 帰りのSHR後、教室・廊下の戸締まり、消灯、暖房器具の消火確認を行う。

(3) 学級日誌を記入（黒ボールペン）し、担任に提出する。

10 いじめの禁止

いじめは絶対に許されない行為である。生徒は互いに安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。